

「裁量階層について」

次の要件を満たす場合には、入居の際の収入基準(158,000円以下/月)が、裁量階層の基準(214,000円以下/月)となります。

該当世帯	要件(申込者又は同居親族が次のいずれかにあてはまる)
高齢者世帯	申込者が60歳以上で、同居親族全員が60歳以上又は18歳未満の者である世帯。
就学前児童世帯	同居親族に就学前児童(小学校就学の始期に達するまでの者)がいる世帯。
障害者世帯	申込者又は同居親族に次の障害がある世帯。 (1) 身体障害・・・身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度。 (2) 精神障害・・・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条3項に規定する1級又は2級に該当する程度。 (3) 知的障害・・・(2)に規定する精神障害に相当する程度。
戦傷病者世帯	申込者又は同居親族が戦傷病者で、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方がいる世帯。
被爆者世帯	申込者又は同居親族が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている世帯。
海外引揚者世帯	申込者又は同居親族が海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から5年以内である世帯。
ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者又は同居親族がハンセン病療養所等に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている世帯。
DV被害者世帯	申込者又は同居親族が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)第1条第2項に規定による被害者で次のいずれかに該当する世帯。 (1) 一時保護・・・DV防止法第3条第3項第3号の規定による一次保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。 (2) 保護命令・・・DV防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者。